

しました。日程編成については一日目において本委員会に付託された議案の審査報告を願へ次に本日提出された議案を審査願うて最後に収買金をすることに付す。次に収買金については四件ありあります。新しい議案中日程第七十八、七十九、八十について即決を予定されてあり日程第三十二、三十三は本委員会に付託する予定でございまして、このように即決を願へたいと思ひます。

議長(高橋千寿)ただいま本委員長から報告がありました通り議事を催ひたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(高橋千寿)御異議なしと認めよう決定いたしました。

議長(高橋千寿)日程第一福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例案について議案第五十四号を議題に供します。本件については財務委員会に審査を付託してありますので本委員長から報告願ひます。

一土番(大久保一郎)議長

議長(高橋千寿)土番

一土番(大久保一郎)御指名がありましたので審査報告を行います。その前に訂正を願ひます。条例の附則(号)を十号というふうに訂正することに然るべき委員会として決定いたしましたのでお願ひいたします。

議長(高橋千寿)ただいま本委員長の報告通り修正方を願ひます。

一土番(大久保一郎)議長

議長(高橋千寿)土番

一土番(大久保一郎)審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

本件の審査に当たり概要を申し上げますと本条例の改正は、地方自治法及び地方税法の改正に伴い新築家屋等の固定資産税の減額、あるいは老朽建築物、未成家屋等に対する非課税の引き上げ、電気ガス税、タバコ消費税

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千春) 即異議なしと認めます。よって議案第五十五号は委員長報告の通り可決いたしました。

議長(高橋千春) 日程第三延人等の委員分償に関する条例案について議案第五十六号を議題に供します。本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

土番大久保二郎 附付名称がなりましたので審査報告を行います。

(議案審査報告書朗読)

本条例は昭和二十五年に制定されたの改正もされ三月の定例会に於いて神野藤義員より附付名称に問題がありましたとして現行の更情に合わせるように提案されたものとございまして日当八百円について各当がどうかという点で異論はあつたようですが現在まで適用はなかつたと思ひます。将来の発展途上の町として適用も考えられますので更議は上で更情

に過ぎない場合早期に改正する点で十分審査いたしました結果原案を可決すべきものと決定いたしましたので本議会に可決してもよろしく願ひいたします。

議長(高橋千春) これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) 次は議案第五十六号は委員長報告の通り決するに即異議ありませんか。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千春) 即異議なしと認めます。よって議案第五十六号は委員長報告の通り可決いたしました。

議長(高橋千春) 日程第四固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について議案第五十七号を議題に供します。本件については総務委員会に

審査を付託してありますので委員長から報告願います。

一土番(大久保一郎)議長

一議長(高橋千寿)土番

一土番(大久保一郎)副議長がおりますので審査報告を行います。

(議案審査報告書朗読)

本件は先程の議案第五十八号の改正により、今までの国定資産評価審査委員会
条例も改正を行ったわけが、総務委員会として慎重審議いたしました結果、原
案を可決するものとしたので、よろしく御審議の上、御承認可
決あらんことをお願い申し上げます。

一議長(高橋千寿)二れより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと認むるあり)

一議長(高橋千寿)二れにて質疑を終結いたします。

一議長(高橋千寿)お休かりいたします。議案第五十八号は委員長報告の通り決す

るに御異議ありませんか。

(異議なしと認むるあり)

一議長(高橋千寿)御異議なしと認めます。よろしく議案第五十八号は委員長報告
の通り可決いたします。

一議長(高橋千寿)日程第五非常勤の特別職の職員(報酬及び費用弁償)に關す
る条例の一部を改正する条例案について、議案第五十八号を議題に決しま
す。本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委
員長から報告願います。

一土番(大久保一郎)議長

一議長(高橋千寿)土番

一土番(大久保一郎)副議長がおりますので審査報告を行います。

(議案審査報告書朗読)

二の条例の改正と、別表とあつたのを、(一)として、(二)を加えて改正で

「さへまして別表アの中にも三月の定期金について附格欄がございまして駐留軍関係の報酬金を八百円に改めた点でございます。以上の点を慎重審議いたしました結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたのでよろしく御審議願います。

一議長 高橋千吉 二小より委員長報告に対する質疑を行います。

一審 神野藤操 議長

一議長 高橋千吉 二審

一審 神野藤操 先程の証人等の費用弁償ありは固定資産評価委員に關する費用弁償が八百円とあり、その費用弁償について公平等に五百円を一月にすべしと主張してあるのですが、委員長の報告の中に「審査の情況が示されておりますが、証人はついてお聞きしたい」と思います。

一審 大久保一郎 議長

一議長 高橋千吉 二審

一審 大久保一郎 附格欄中にも二点について、統務委員会としてはいくら審議いたしましたか、理事者の説明を総合し、非常勤の特別職の職員の場中月額千五百円の他に日当額がある証人等については日当八百円であるという点に若干議論の結果、原案通り可決したわけでございます。

一審 神野藤操 各種委員の場合報酬を払う方から日当を払わないと言われ

一議長 高橋千吉 二審

一審 神野藤操 各種委員の場合報酬を払う方から日当を払わないと言われ、日当と費用弁償との違いを若干願いたいと思います。

一審 大久保一郎 議長

一議長 高橋千吉 二審

一審 大久保一郎 報酬と日当の違いか、証人等の場合の八百円は別で、その特別職の五百円は、日当がつくが証人等の場合の二点は、あるから、日当と月給というわけ、という資料で三百円上がったわけ、その点御理解いただきたい。

とあります。

一 審(神野藤操)議長

議長(高橋千春)八番

一 八番(神野藤操)三番にしました。

議長(高橋千春)示にて質疑を続行いたします。

議長(高橋千春)おわかりいたします。議案第五十八号は委員長報告の通りです。

次に副議長おられますか。

(副議長)はいとあります。

議長(高橋千春)副議長といたします。よって議案第五十八号は委員長報告の

通り決まりました。

議長(高橋千春)二二で暫時休憩いたします。

休憩 午後九時四十分

開議 午後九時五十分

議長(高橋千春)休憩前に引き続き会議を開きます。日程第六昭和三十九年

度福生町歳入歳出補正予算案第一号について議案第六号を議題に供し

ます。本件については総務建設厚生各委員会に付託してあります

ので各委員長から報告願います。まず総務委員会所管分の不入金収

議会費、総務費、消防費、教育費について委員長から報告願います。

一 土番(大久保一朗)議長

議長(高橋千春)七番

一 審(大久保一朗)副議長がいたしましたので審議報告を行います。その次に改正方を

願います。総務委員会から副議長がいたしました歳入の町民税の三百四十四万八千

円を三百四十八万八千円に副議長申し上げる次第でございます。

議長(高橋千春)七番

一 審(大久保一朗)議長

一審(大久保二郎)審査報告を行へます。

(議案審査報告書附誌)

本件について審査の概要を若干申し上げます。歳入については町税三百四十
八万、町内第二小中学校及び中学校の防音工事に対する補助金の増額分
が千七百五十万、それからの庁舎及び改修マニターの落成に対する記念品代
として百五十五万、この場合計からの繰入金として五十万、学校建設債として
二百五十万、合計千七百八十三万と算入あります。歳入の防音工事については
これに内不されてある額であり、庁舎関係の百五十三万、千円は収入増額で
ある、又学校の起債についても見通しが明るいといふことであります。その外
三月の定期会において審議され、問題となつた法律第三十三条に準する
問題として強い意見が出され、議案第十九号の福生町職員退職給付金積立
基金の第三条に毎年度積立てる額千五百万としてあり、当初予算は千計上され
ており、なかつた点、が今回追加計上に付するあります。議案第二十五号と

して審議決定され、福生町教育委員会教育長の給与及び教育への助成金として
教育長の給与千九百五十万円、初任給は千計上されておられ、かつたといふこ
と、今回千六万五千円が計上されてあります。議案第三十号として審議決定
した町長等の給与改正で町長が八万五千円、九万五千円に増収、八万六千円
から七万六千円に収入役が六万四千円から六万九千円に改正され、当初予算は計
上されておられ、かつた点、が今回追加計上され、今日四十九万五千円が計上されてあり
ます。又議案第三十九号として審議決定された非常勤の特別職の報酬及び
費用弁償について委員会としても教育委員会、固定資産評価委員会、農
業管理委員会、行政事務連絡委員会等の改正され、当初予算は千計上さ
れておられ、かつた点、が計上されてあります。議案第四十五号として審議決
定され、消防団条例の改正についても四十五万、千円が追加計上されてあ
ります。議案第五十号として審議決定され、一般職員の給与条例の改正に
ついて暫定で当期予算、管理職手当、旅費等の改正増額分が組み入れ

てあります。諸君第三号の学校費等の増減に於いて小中学校が六万六千円、中学校が三万九千円の増減に付てあります。委員会でも問題に付ったのは、監査費と補助費の数字が違ふという指摘があり、本日あちもこの部分に付ておそれています。細かい点で財務課長から説明願うとして、当初予算は前年に付より、補助費等について若干の増減が、変更があり、予算上の違ひ付けが、委員として指摘した点でございまして、二、三の理事者にも願ひした、のけめれぬが、予算審議をするに於て、数字の増減を格別しよつか、いうので付て、理事者から出された数字を信賴し、福生町代表の基本問題に於て論議したいと思ひますが、今日の機会を以て、今日に於いても若干の増減があり、今後二の三の二つのことについて、いまださういふと存じます。又委員長会というより、不明瞭な点が出てあります。但し、例案もありますので、さういふ点も付け添へて、いまださういふと存じます。以上で審査報告を終ります。よろしく

副審議の上、附決ありんことを願ひいたします。

議長(高橋千冬)次に建設委員会所管分の農林水産費、土木費について報告願ひます。

九番(中西虎蔵)議長

議長(高橋千冬)九番

九番(中西虎蔵)副議長をいまださういふので、審査報告をいたします。

(議長審査報告書朗読)

内容について補足いたします。農林水産費及び土木費に於て、管理職手当等の給与改訂による補正が主であり、然るに委員会でも、問題に付て、委員長会という新しい名が出てあり、審議過程に於いても、この点も十分理事者にも、今後検討して、いまださういふことを要望してあります。次に土木費に於いての報酬の改訂について、いまださういふ点も追加され、と存じてあります。この部分からいくと、影響を受けたいと思ひます。

事務的動作からなりと数学的に間違ひがあるわけの点十分気をつけたいにたいと存じます。以上で報告を終わります。

一議長(高橋千寿) 次の厚生委員会所管分の民生費、衛生費について報告願います。

一審天沼秀伍(議長)

一議長(高橋千寿) 審

一審天沼秀伍(議長) 兼東部指名がございまして、こので昭和三十九年度福生財裁入裁出予算第一号について報告申し上げます。

(議案審査報告書朗読)

審査内容について概要を申し上げますと、社会福祉費も三月の議会に於いて議案第一九号非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に關する条例改正が、民生委員会推薦委員と、駐留軍関係離職者対策委員の報酬改訂分が追加され、合せて三万三千円となっております。又保健衛生費

として、これも三月の議会に於いて、学校医手当、予防接種手当等の三十三区との格差是正の請願に基づき決定されたものであります。総核予防接種手当が一万六千円、予防接種医師賃金改訂分として十万円追加計上されたもの、を委員会としても慎重審議の結果、東東通り決定いたしました。このように皆さんの御審議により決定いただけたことより御願いたします。

一議長(高橋千寿) 二、以下各委員長の報告に対する質疑を行います。

一審(神野藤操) 議長

一審(神野藤操) 議長に於いて数学的に取上げると誤りがある点があるが、

議員としての使命、予算の議案が大方は使命と考えるものでございまして、

議会として、市長に対して、わく、やあるが拘束権があると思ひますが、

その限り、たいてい、数学的な問題を検討するのであると思ひます。

総務委員長から報告があった、監査管理委員会費についても三月の定例

今に於いて本委員長の報酬を三万五千円と改正され本予算を計ると一万四千
円と計る所ありとの数多計と二から計る所ありとの計よりいふ所に数多計と
ありしに問題が出てくるので細かひようですがやはりするよりしに恥を
願へたいと思ひます。本委員長の報酬に於いても本例の改正により一人当り三
万の差額が当初予算を組んだ人数五十二人を計算したとするとき少数字の繰
りが出てくるので計るべきかと思ひます。その点本委員会に於いても慎重審議さ
れたいと思ひます。又審査の必要を判断したいと思ひます。又選挙費の委
員会三万六千五百円は先程の報告によると本委員長の報酬のうちに計されて
いたが本委員会の長としての報酬を計上され本委員長としての報酬を計るべ
いと思ひます。もし本委員長の報酬とするならば一万四千円の中に計るべきで
たのかと考えますがその点を判断したいと思ひます。次に町長選挙費に
ついて投票所準備費四人と計る所ありますがこれは選挙のために雇った人
がどのくらいか、それと町長立合人計出であらうか、選挙立合人の場合三月

に条例改正がなされ費用弁償が引き上げられ、たに町長立合人計五千人
から千円に引き下げられ、ある点の見直しが必要、又有給の問題も人員が
増員されればこれに対し補正もされたいと思ひますが報酬に付いても何
人かの人員が不足し、経費負担を計るべきではない。たとえ有給費用
員に対する災害保障組合の負担金も六人分を追加計るべきではない
のか計上されてない点もありませんので本委員会の審査内容を判断され
たい通りを述べたいです。

一 審議員 大久保 一 郎 議長

一 議長 高橋 不 彦 七 番

一 七 番 大久保 一 郎 六 番 議員 からの 町 長 選 挙 二 万 五 千 円 とも 存 じ ます。 当 初 予 算 に 計 上
され、ある数多計と計るべきかと思ひますが、当初予算を計上した時
と多少違ふところがあると思ひます。町長選挙に於いても委員を計るべき
論議され、ものと明確な数字を出していただくにたいと要望し、見解を伺ひ